

豊橋市監査公表第19号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和6年3月27日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	古関充宏
同	川原元則

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業
市民病院
事務局医療情報課

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
監査委員事務局による予備監査	市民病院及び 監査委員事務局執務室	令和5年12月28日～令和6年2月22日
監査委員による監査	監査委員室	令和6年2月26日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、次のとおり1件の意見が見受けられた。

意 見

1 支出負担行為決裁書について

1,000万円を超える委託料の管理課への合議は、市民病院処務規程第7条第1項第8号の規定に基づくとしているが、根拠が分かりづらいため、関連規程を整備するなど適切な会計事務に努められたい。